

環境関連法規制等の動き 2013年5月 (2013.3.19~2013.4.18)

1. 法令情報

1-1-1. 消防法施行令の一部を改正する政令 <政令第88号>

(11件共 2013.3.27 公布、2014.4.1 施行 (-10のみ 2013.10.1 施行))

1-1-2. 消防法施行規則の一部を改正する省令 <総務省令第21号>

1-1-3. 消防用ホースの技術上の規格を定める省令 <総務省令第22号>

1-1-4. 消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用する

ねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令 <総務省令第23号>

1-1-5. 漏電火災警報器に係る技術上の規格を定める省令 <総務省令第24号>

1-1-6. 住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令等の

一部を改正する省令 <総務省令第25号>

1-1-7. エアゾール式簡易消火具の技術上の規格を定める省令 <総務省令第26号>

1-1-8. 消防用ホースの技術上の規格を定める省令等の施行に伴う消防法施行令第30条第2項及び危険物の規制に関する政令第22条第2項の技術上の基準に関する特例を定める省令 <総務省令第27号>

1-1-9. 消防用ホースの技術上の規格を定める省令等の施行に伴う消防法施行令第30条第2項及び

危険物の規制に関する政令第22条第2項に規定する総務大臣が定める日を定める件

<総務省告示第133号>

1-1-10. 屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準 <消防庁告示第2号>

1-1-11. エアゾール式簡易消火具に関する件を廃止する件 <消防庁告示第3号>

屋内消火栓設備と上記に示す品目の技術上の基準の見直しが行われました。工場や倉庫等以外の防火対象物での屋内消火栓設備は従来は設置間隔が15m以内でしたが、今改正で25m以内とする基準が制定されました。また、検定から日常点検に変更された上記対象物等の技術上の基準が定められました。

該当屋内消火栓設備の設置に適用されます。また、該当対象機械の購入に活用ください。

<参考>総務省報道資料 http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h25/2503/250327_1houdou/05_houdoushiryou.pdf

1-2. エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定に基づく建築物に係る届出等に関する省令及びエネルギーの使用の合理化に関する法律の規定に基づく登録建築物調査機関等に関する

省令の一部を改正する省令 <国土交通省令第13号> (2013.3.29 公布、2013.5.1 施行)

省エネ法の第1、第2種特定建築物に係る届出様式等に記載項目等が追加される改正が行われました。

上記第1、第2種特定建築(300m²以上)主等が建築物を建築、変更する際に適用されます。

1-3. 水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件

<環境省告示第30号> (2013.3.27 告示、同日施行)

題記の生活環境の保全に関する環境基準のうち、水生生物の保全に係る環境基準の項目は亜鉛とノニルフェノールのみでしたが、今回の改正で、化学物質排出把握管理促進法第1種指定化学物質の直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)が追加されました。

公共水域の基準で、事業者へは適用されませんが、排出事業所は今後の動静を注視ください。

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16494>

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/chemi/report/h19-03/pe/03-01.pdf>

1-4-1. エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第2条第3項の規定に基づき、同項各号のエネルギー環境適合製品を定める件の一部を改正する件

＜農林水産・経済産業・国土交通告示第1号＞（2件共2013.3.29公布、2013.4.1施行）

1-4-2. エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律に基づく需要開拓支援

法人に関する省令第3条の2の規定に基づき、需要開拓支援法人が積極的に情報の提供を行うべき

エネルギー環境適合製品を定める件の一部を改正する件 ＜経済産業告示第83号＞

エネルギー環境適合品に、100キロワット以上の水力発電設、定置用蓄電設備、高断熱窓装置が指定されました。また、需要開拓支援法人が優先して情報提供すべき製品が指定されました。

該当対象機械の購入に活用ください。

＜参考＞電子政府 <http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=620113005&Mode=2>

1-5-1. 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

＜財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境省令第2号＞（10件共2013.3.29公布、2013.4.1施行）

1-5-2. 特定容器製造等事業者に係る特定分別基準適合物の再商品化に関する省令の一部を改正する省令

＜経済産業・環境省令第4号＞

1-5-3. 特定事業者責任比率の一部を改正する件

＜財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境省告示第1号＞

1-5-4. 再商品化義務総量の一部を改正する件

＜財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境省告示第2号＞

1-5-5. 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第11条第2項第1号に規定する主務大臣が定める比率の一部を改正する件

＜財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境省告示第3号＞

1-5-6. 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第11条第2項第2号イに規定する主務大臣が定める比率の一部を改正する件

＜財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境省告示第4号＞

1-5-7. 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第11条第2項第2号ロに規定する主務大臣が定める率の一部を改正する件

＜財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境省告示第5号＞

1-5-8. 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第11条第2項第2号ニに規定する主務大臣が定める量の一部を改正する

＜財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境省告示第6号＞

1-5-9. 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律

第13条第2項第3号に規定する主務大臣が定める量を定める件の一部を改正する件

＜財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境省告示第7号＞

1-5-10. 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律

第12条第2項第2号ニに規定する主務大臣が定める量の一部を改正する件

＜財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境省告示第8号＞

容器包装リサイクル法第11～13条では、ガラス製容器・PETボトル等の再商品化を義務づけており、その算定のための量や比率等を定めることになっています。今回は2013年度の値について定められました。

特定（容器利用、容器製造等、梱包利用）事業者に適用されます。

1-6. 発電所の設置又は変更の工事に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、

予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための

措置に関する指針等を定める省令及び電気事業法施行規則の一部を改正する省令

＜経済産業省令第8号＞（2013.3.21公布、2013.4.1施行）

計画段階環境配慮書手続や環境保全措置等の結果の公表等の手続等が新設された、改正環境影響評価法（2013.4.1完全施行）の関連改正です。

総出力7,500kW以上の風力発電等、13種の大規模な事業に適用されます。

＜参考＞経済産業省ホームページ http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2013/03/250321-1.html

1-7. 事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制等及び日常生活における温室効果ガスの排出抑制への寄与に係る事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針

＜内閣府・総務・法務・外務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・

経済産業・国土交通・環境・防衛省令第1号＞(2013.4.10公表)

地球温暖化対策の推進に関する法律では、事業者は事業活動、製品・サービスの提供を通じて温室効果ガス排出を抑制する努力義務が定められています。この有効な実施を図るための指針が改定されました。

温室効果ガスを排出する事業者の指針として適用されます。

＜参考＞環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16542>

1-8-1. 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第3条第1項及び同法附則第6条で読み替えて適用される同法第4条第1項の規定に基づき、同法第3条第1項の調達価格等並びに調達価格及び調達期間の例に準じて経済産業大臣が定める価格及び期間を

定める件の一部を改正する件 **＜経済産業省告示第79号＞(3件共2013.3.29公布、2013.4.1施行)**

1-8-2. 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第12条第2項の

規定に基づき納付金単価を定める告示の一部を改正する件 **＜経済産業省告示第81号＞**

1-8-3. 回避可能費用単価等を定める告示の一部を改正する告示 **＜経済産業省告示第82号＞**

2013.4.1～2014.3.30までの再生エネルギーの調達価格・期間が定められ、太陽光発電のみが引き下げられました。また、電気料金に上乘せされる納付金単価や回避可能費用単価も定められました。

上記改正は再生可能エネルギー新規参入者や通常の電気料金に適用されます。

1-9. 2011年度の我が国における温室効果ガスの排出量を公表する件 **＜環境省令第43号＞(2013.4.12公表)**

上記確定値は、13億800万トン〔対前年度比+4.0%〕と火力発電の増加等によって増えており、京都議定書の規定による基準年に対しても+3.7%と増加しました。

＜参考＞環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16547>

1-10. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第5項の規定に基づき化学物質を

優先評価化学物質として指定した件 **＜厚生労働・経済産業・環境省告示第2号＞(2013.3.22公示)**

化審法では、国が製造・輸入事業者からの届出情報を基に、リスクが十分に低いと判断できない物質を優先評価化学物質として選定し、リスク評価の結果により、特定化学物質等に指定することとしています。今回はアルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム等2物質が選定され、リスク評価が行われます。

本告示は上記法令に基づく優先評価化学物質名の公示で、法規制の変更はありません。

1-11-1. 危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令

＜総務省令第42号＞(-1～3:2013.4.1公布、-4～-5:2013.3.29公布、5件共2013.4.1施行)

1-11-2. 危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件

＜総務省告示第166号＞

1-11-3. 石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件

＜総務・経済産業・国土交通告示第1号＞

1-11-4. 液化石油ガス保安規則等の一部を改正する省令 **＜経済産業省令第11号＞**

1-11-5. 製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示及び発電用火力設備に関する技術基準の細目を定める告示の一部を改正する告示 **＜経済産業省告示第72号＞**

障害者自立支援法が障害者総合支援法に変更され、2013.4.1から施行されました。

上記改正は引用法令の変更で実質的な変更はありません。

＜参考＞厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/soumu/houritu/180-27.html>

2. 一般情報

2-1. 大気汚染防止法の一部を改正する法律案の閣議決定について (2013. 3. 29 環境省)

石綿飛散防止対策の強化を図るための上記法律改正が閣議決定されました。改正内容は、石綿の飛散を伴う解体等工事の実施の届出義務者が工事施工者から発注者に変更され、解体等工事の受注者が石綿使用の有無の事前調査の実施と発注者への調査結果等の説明が義務付けられました。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16505>

2-2. 土壌汚染対策法に基づく技術管理者証を交付された技術管理者を設置している

指定調査機関の一覧について (2013. 3. 28 環境省)

2013. 4. 1以降は、技術管理者証を交付された技術管理者が設置されている指定調査機関しか、土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査及び認定調査を実施できません。該当機関の一覧が公表されました。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16498>

2-3. 低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の無害化処理に係る大臣認定について (2013. 3. 29環境省)

愛媛県の財団法人愛媛県廃棄物処理センターが、廃掃法に基づく題記の大臣認定を受けました。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16510>

2-4. 2011. 3. 末現在の PCB 特別措置法に基づく PCB 廃棄物の保管等の届出の全国集計結果について

(2013. 3. 22 環境省)

PCB 特措法に基づく事業者からの届出が集計されました。高圧トランスは 32, 182 台 [対前年度比△6%]、PCB を含む油は 109, 240 トン [同△9%] 等が保管されていました。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16472>

2-5. 2011 年度大気汚染防止法施行状況について (2013. 3. 29 環境省)

ばい煙発生施設は217, 801施設、揮発性有機化合物排出施設は3, 561施設、一般粉じん発生施設は67, 964施設 [対前年度比±0%] でした。立入検査件数は23, 211件 [同△7%]、行政指導件数は2, 025件 [同+39%]、行政処分の件数は 6 件 [同+100%] でした。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16515>

2-6. 2011 年度年度ダイオキシン類対策特別措置法施行状況について (2013. 3. 21 環境省)

特定施設数は大気基準適用施設が10,725施設 [対前年度比△3%]、水質基準適用施設が4,011施設 [同△2%]、2005年度以降減少傾向にあります。立入検査件数は5,576件、指導件数は2,133件、法第22条に基づく命令件数は20件でした。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16466>

2-7. 2011年度廃棄物焼却施設の排ガス中のダイオキシン類濃度等について (2013. 3. 21環境省)

2011年度に全国の廃棄物焼却施設から排出されたダイオキシン類総量の推計は約59グラム [対前年度比△3%]、内一般廃棄物焼却施設が約32グラム [同△3%]、産業廃棄物焼却施設が約27グラム [同△4%] でした。ダイオキシン類対策特措法に基づく2011年度の目標を達成しました。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16463>

2-8. 産業廃棄物処理業実態調査結果について (2013. 3. 25 環境省)

環境省では、アンケートによる題記の調査結果を公表しました。全国の産業廃棄物処理業の市場規模は年間約5兆円と推計され、約4%の大手産業廃棄物処理業者が売上の50%を占めていました。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16478>

2-9. 産廃特措法第4条第8項の規定に基づき準用する同条第4項の規定に基づく

環境大臣の同意について (2013. 3. 26 環境省)

改正廃掃法施行前(1998. 6. 16以前)に不法投棄等が行われた廃棄物を、都道府県等が除去する際に、国が支援措置を行う案件について、今回環境大臣が9件同意しました。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16491>

2-10. 2011年度一般廃棄物の排出及び処理状況等について (2013. 3. 28環境省)

ごみ総排出量は4,539万トン、1人1日当たりのごみ排出量は975グラム、最終処分量は482万トンと前年度とほぼ同等でした。最終処分場の残余容量は13年間続けて減少し、残余年数は19.3年になり、特に関東・中部ブロック等では最終処分場が不足し、域外に廃棄物が移動して最終処分が広域化しています。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16503>

2-11. 2013年度小型電子機器等リサイクルシステム構築実証事業(第2次)の事業対象地域の決定について

(2013. 4. 15 環境省)

題記第2次の事業地域が茨城県土浦市等7地域に決定されました。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16552>

2-12. 2013年度における「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」

第19条第1項に基づく拠点の決定について (2013. 4. 1 環境省)

題記条項では、国による環境保全の意欲の増進等の拠点としての機能を担う体制の整備が定められており、その拠点が決定しました。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16526>

2-13. 2012. 10. 1現在の地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査について

(2013. 3. 29 環境省)

地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3では、地方公共団体が、①自らの事務及び事業に関する温室効果ガスの排出の量の削減等の計画を、②その区域に温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する計画を策定するものとされています。①を策定済みの地方公共団体は1,409団体(78.8%)〔対前年度比+2%〕、②を策定済みは237団体(13.2%)〔同+44%〕でした。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16527>

2-14. 2013年度環境省の環境物品等の調達の推進を図るための方針の公表について (2013. 4. 1 環境省)

グリーン調達法に基づく環境省の調達方針が公表されました。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16524>

2-15. 「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」について

(2013. 3. 29 環境省)

2011. 3. 31公表の題記ガイドラインが、2012. 10. 1施行の改正環境影響評価法施行令に風力発電が加えられたことにより改定されました。主な変更内容は、展望する場合の著しい妨げや眺望の対象に著しい支障についての技術的ガイドラインが追加されました。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16511>

2-16. Webサイト「MRVライブラリー」の公開について (2013. 2. 25環境省)

地球温暖化対策推進の一環として、事業者の温室効果ガス排出量の算定・報告・検証（MRV）を推進するため、環境省では題記Webサイトを公開しました。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16482>

2-17. 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則等の一部を

改正する案に対する意見の募集について (2013. 3. 26環境省)

題記オフロード法のディーゼル車の規制強化等で、環境省では4. 26まで意見の募集をしています。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16487>

2-18. 第3次循環型社会形成推進計画（案）に対する意見の募集について (2013. 4. 4環境省)

廃棄物・3Rをめぐる様々な情勢変化等を踏まえ、2020年度の資源生産性、循環利用率、最終処分量等の一層の向上を目標とする題記計画（案）について、環境省で5. 7まで意見の募集をしています。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16529>

2-19. 今後の廃棄物処理施設整備の在り方について(案)に対する意見の募集について (2013. 4. 11環境省)

廃処法では5年ごとに廃棄物処理施設整備計画を作成する規定になっています。今回は2013年度か5年間の計画（案）について、環境省で5. 7まで意見の募集をしています。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16546>

以上